

第 31 回共同ワーキング・チーム議事概要

(日 時) 令和 7 年 2 月 27 日 (木) 10 時 00 分～12 時 00 分

(場 所) 中央合同庁舎第 2 号館 9 階研修室及び Web 会議

(出席者)

<独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会>

会田一雄座長、長村彌角委員、野崎邦夫委員、秋山修一郎臨時委員、
佐藤綾子臨時委員

<財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会>

黒川行治座長代理、大塚成男臨時委員、金子靖臨時委員、関根愛子臨時委員、
山内暁臨時委員

(議 事) 1 損益均衡に係る事項の検討

2 改正リース基準の反映に係る事項の検討

1. 開会

- 会田座長から外部有識者の退任について報告があった。

2. 損益均衡に係る事項の検討

- 事務局から、資料「独法会計基準改訂に関する検討事項」に沿った説明がなされた後、構成員から以下の質疑及び意見があった。

- ・今回の改訂は損益均衡が核。損益均衡という考え方を前提とすれば、改訂案に反対はしにくい。運営費交付金や補助金を出す側はそれに伴う業務を実施することを求めており、利益を計上することを求めてはいない。資本市場での投資家に対する企業会計とは土俵が異なること、なぜ損益均衡が必要なのかということをはっきりさせるべきではないか。この点で、「資産見返」が幾つも独法の財務諸表の負債に計上されているが、これを「繰延収益」として計上してはどうか。そうすることで、企業会計の資産負債アプローチの財務諸表とは違うということ、独法の財務諸表は費用収益アプローチなんだということをはっきりさせることができる。

- ・独法会計基準が作られて 25 年経ち、この間に企業会計も随分変わってきている。損益均衡の必要性について、いま一度確認する機会があってもいいのではないか。

- ・独法の会計基準は企業会計をベースとして、経営努力認定のために損益均衡の考え方が盛り込まれている。ベースは資産負債アプローチだが、資産負債アプローチだと損益均衡が実現できないので費用収益アプローチもとられている、それが現実だろう。だとすると、損益均衡を完全に実現することは難しい。現在の方針を継続するとしても、小さな誤差については対応しない、そういった考え方も必要ではないか。
- ・損益均衡を図る手立てが細かく複雑になっていくと、一般の方が財務諸表を見て理解できるかどうか。見返なども、注記があれば分かるとは思いますが、独法固有の事柄が伝わりやすいように、ユーザー目線に立つことも大事ではないか。
- ・減価償却費や棚卸資産の処理は損益ベースで不均衡が生じていてもキャッシュベースでは不均衡は生じない。損益均衡の確保については、収支均衡の視点を踏まえて検討してはどうか。
- ・全体的な方針には賛成だが、(参考2-1)の前払費用の一番上の例を見ると業務達成基準で計上とあり、損益不均衡となっているが、業務達成基準の適用方法を工夫すれば、見返りを計上しなくとも、200、500、500という業務達成基準の下での業務の捉え方によって収益化すれば足りるのではないか。独法の会計基準は現状でさえ非常に難解で、担当者も苦勞して会計処理を行っていること承知しており、あまり複雑にしないほうがいいのではないか。「重要な前払費用」という形で一定の線引きはなされると思うが、どんどん複雑化して分かりづらくなることを危惧している。前払費用を対象にすべきかどうかは真剣に議論する必要があると思う。
- ・損益均衡の必要性や考え方が、分かりやすく国民に伝わるのが、重要かつ必要。可能であれば概念整理を行うとか、定義に準ずるものを提示するなどの対応が必要ではないか。
- ・外部報告、国民の負担に帰するコストに基づく運営状況については、行政コスト計算書が非常に重要なものであると(基本的な指針においても)位置付けられている。一方で、利益処分の対象となる独法通則法44条の利益はインセンティブに関わる部分。細かいところについてどこまで対応するかを判断する上では、44条の利益が法人のインセンティブにどのように機能しているかという実情を踏まえることも必要ではないか。

- ・当初はこの損益均衡が強過ぎる時代もあった。運営費交付金の収益化については、費用に収益を対応させれば、必ずその費用の金額と均衡してしまう。それはまずいのではないかということで、業務達成基準が後から採用されたという経緯がある。(参考2-1) で言えば、1年目にマイナス200になったということは、この時には業務が達成されていなかったと読める。2年目、3年目は600になったわけだから、逆に言うと業績は2年目、3年目の方がよかったのだと。むしろこちらの方が1年目、2年目、3年目の毎期の業績を表していると、歴史的にはそのようにしてきたのだと思う。これをまた元に戻すことは、何とか毎期の業績が明らかになるように努力をしてきたものを元に戻す、そのような感じがしないではない。
- ・(参考2-3) については、4年目の貸借対照表の資本の部、純資産の部の情報について、現行の場合と改訂案の場合とで、どちらが独法の理事長の目から見て望ましいか、また、国民の目から見て望ましいか、そういった観点も必要だと思う。
- ・損益均衡は、国が財源を交付して、法人が中期目標で定められている業務を実施すれば、基本的には損益がニュートラルになるという考え方。受託財源のように、法人が独自に外部資金を稼いでくる取引については、独法通則法に基づいて企業会計が適用されているので、損益ニュートラルにはならない。そこは切り分けて考えないといけない。
- ・損益均衡だけではなく、より大枠の観点から独法独自の目的、その財務報告の目的や考え方を含め、簡単な概念フレームワークのようなものを整理したほうがよいのではないか。時々でパッチワーク的な対応をして、より複雑になってしまうことを懸念している。

3. 改正リース基準の反映に係る事項の検討

- 事務局から、資料「独法会計基準改訂に関する検討事項」に沿った説明がなされた後、改正リース基準を独法会計基準に反映する(3-1)、反映しない(3-2)の双方の方向性について、構成員から以下のとおり幅広い意見があった。
 - ・改正リース基準の内容を踏まえれば、独法に企業会計的な(ファイナンス的な)費用認識が必要なのかという話だと思う。この点で言えば、リースについては、独法の業績計算に会計ルール(ファイナンス的な費用認識)が大きく影響してしまうことが課題。利息費用の配分方法を定額法に変更する提案

は工夫した案だと思う。

- 改正リース基準を反映するという事は、資産負債アプローチ、すなわち、投資家に対する情報提供が考え方のベースになるということ。独法について考える際にそれでよいのか。財務諸表の情報が分かりにくくならないか。国民に対する「分かりやすさ」が大事ではないか。極端な話になるが、必ずしも独法に反映しなくともよいのではないか。リース取引であっても、支出額をもって費用とする（解約不能の部分が将来を考える上で重要ならば補足情報として明記する）という形でもよいのではないか。独法が作成すべき損益計算書と貸借対照表はどういうものなのかという目的が大事。「企業会計が導入するから独法も導入する」という考え方は単純過ぎないだろうか。
- 反映することが当然ではないだろうか。
- 独法会計基準に規定していないことについては企業会計原則によるという独法通則法の建て付けからすれば、改正リース基準を反映しないということではなく、改正リース基準を反映する中で、独法固有の事情をよく踏まえていく対応が適当ではないか。
- 改正リース基準を反映しないという選択肢も有り得るのかなと思う一方、独法であっても、資産効率や利益率、そういった効率性のある程度考えてもらわないといけないのではないか。投資家から要求される水準でとは言わないが、使用权であれ、価値のある資産は資産計上すべきであり、資産効率のある程度考えてもらう必要性はあるのではないか。一方で、人員が少ない法人もあるなど独法の様態は様々。会計基準があまり繁雑になってしまうものだろうか。企業会計では、少額の場合やリスクが少ない場合にはリース取引の対象外とされているが、その取扱いをもう少し拡大するとか、何らかの簡便な形を設けてもよいのではないか。
- 独法固有の事情を踏まえ、改正リース基準を反映しないという考え方はあり得るが、他方で、これだけを反映しないという整理は難しいのではないか。そう考えると、利息費用の配分方法を定額法に変更するという提案は、企業会計とは異なるが、独法には合っているのではないか。無償の場合を対象外とすることも、これまでの取扱いを踏まえると支障はないのではないか。
- 御意見を聞いていると（3-1）の②くらいでどうかというところに収れん

してくるのではないか。ただし、その過程において、(3-2)に関する検討は必要だったと思う。また、別の観点から言えば、使用権は企業を評価する上での一つの権利であって、それ自体が重要な認識。そうであるとすれば、使用権を認識して開示した方が望ましいのではないか。国民から見た場合に、独法が使用権を持って運営しているのであれば、例えば病院などには大きなリース取引があると思われるが、それは計上した方が分かりやすいのではないか。「企業会計が導入するから独法も導入する」という受け身ではなく、「使用権を導入した方が分かりやすい、忠実な測定になる」など、独法の会計基準をよりよいものに主体的に改訂する、そのような形をとってはどうか。

- ・資料の中で、国際公会計基準（IPSASB）がコンセッションナリー・リースとしての会計処理を設けていることに触れているが、これを導入するとかなり複雑になるので、留意が必要だろう。
 - ・あるものは反映してあるものは反映しないとすると、その考え方の整理が難しい。今回提案されているように、例えば利息費用の配分方法を定額法に変更するなど、独法に固有の手立てを講じた上で反映する形がよいのではないか。
 - ・原則を踏まえると、今般の改正リース基準だけを反映しないという理由はないのではないかと考える。一方で、方向性を考える上では、法人において、実際に対象となる資産がどの程度あるのかといった状況を見ていくことも有益ではないか。
- 独法会計基準の改訂については、次回の共同ワーキング・チームにおいて、本日の議論を踏まえたさらなる検討を行うこととされた。
- 次回の共同ワーキング・チームの開催日時については、改めて事務局から連絡することとされた。

以上